

昨年8月に始まった
住基ネット第1次サービス

各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図ることで、4情報(住民票の情報のうち氏名、生年月日、性別、住所)や住民票コードなどをもとに、全国共通の本人確認ができるようになりました。

行政機関への申請や届出の際に、住民票の写しを添付したり、証明を受けなくてもよくなりました。パスポート申請時の住民票の写しや恩給受給権申請時の市区町村長の証明がいらなくなりました。

共済年金を受けている方は、年1回の現況届を郵送する手間や切手代の負担がなくなりました。年金支給機関では、経費節減ができたほか、年金の過払いを防止することができるようになりました。



住民基本台帳カードの登場

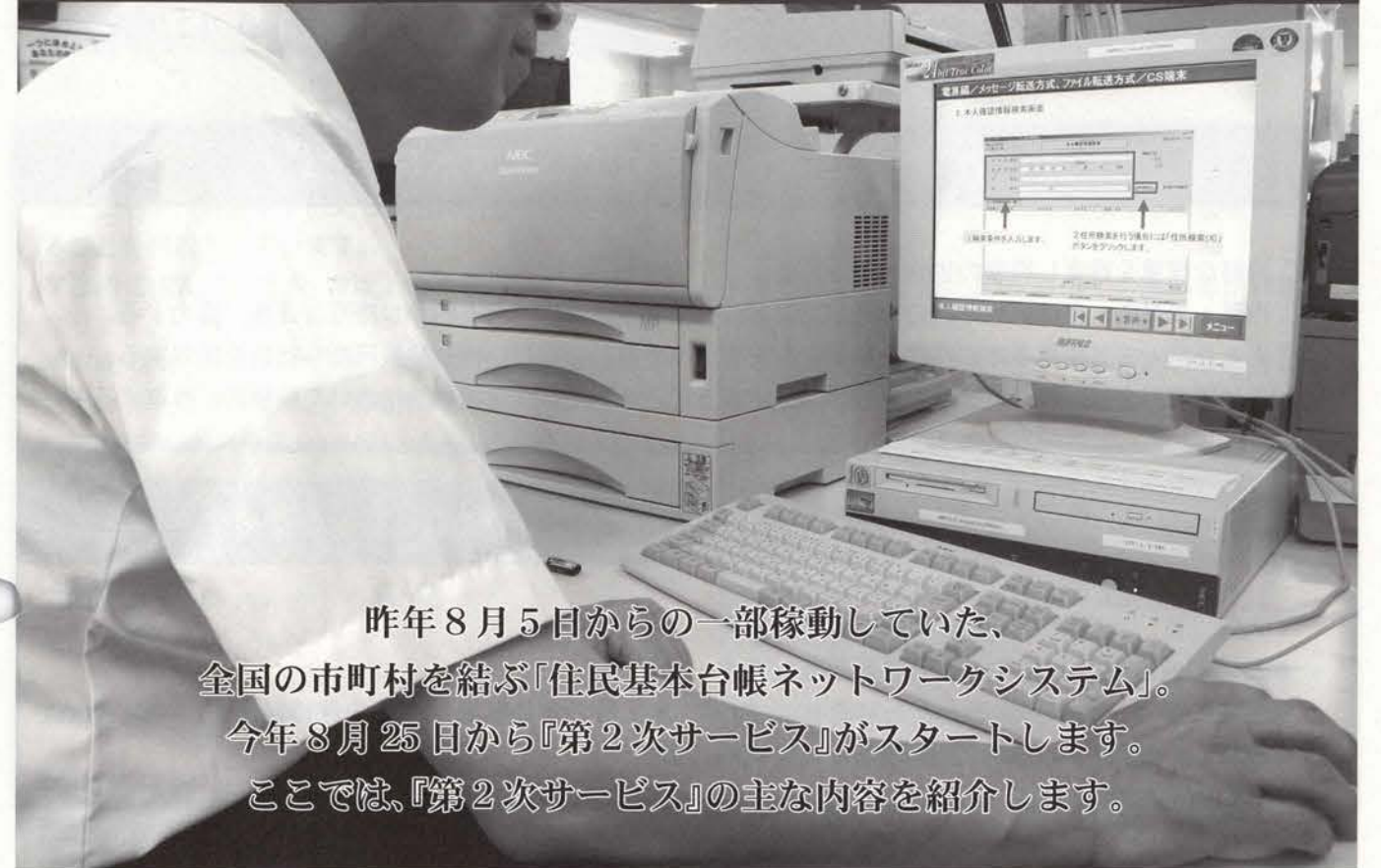
- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用できます。



▲住民基本台帳カード(写真付き)

- 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。
- 高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用しています。
- 住民基本台帳カードの交付には、500円の手数料がかかります。

平成15年8月25日、住基ネットがさらに便利に



昨年8月5日からの一部稼働していた、
全国の市町村を結ぶ「住民基本台帳ネットワークシステム」。
今年8月25日から「第2次サービス」がスタートします。
ここでは、「第2次サービス」の主な内容を紹介します。

住民基本台帳 ネットワーク

POINT

- 住民票の写しの広域交付
◆全国どこの市区町村でも、自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れるようになります。
- 転入転出手続きの簡素化
◆住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転入届を郵送で行うことにより、引越し手続きで窓口に行くのは、転入時一回だけで済みます。

全国どこの市区町村でも
住民票の写しが取れます

現在、住民票の写しは、住んでいる市区町村でしか取ることができません。住基ネット第2次サービスがスタートすると、住基ネットを活用することで、全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになります。これにより全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを窓口で提示することで、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。



引越しの窓口手続きが
転入時の一回で済みま

現在、引越し時には、現住所の市区町村への転入届と引越し先の市区町村への転入届を提出する必要があります。これからは、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、次の手続きで転入届及び転入届を行います。
①一定の事項を記入した転入届を現住所の市区町村へ郵送する。
②引越し先の市区町村窓口で、住民基本台帳カードを提示して転入届をする。
以上のとおり、窓口へ行くのは、転入時の一回だけで済むようになります(健康保険などの手続きがある場合は、別途届出が必要な場合があります)。

住基ネットの
個人情報保護対策

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえたうえで、制度面、技術面及び、運用面など、あらゆる面で十分な対策を行っています。

保有する情報や利用目的を
法律で制限しています

- ①都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名、生年月日、性別、住所)、住民票コードとこれらの変更情報に法律で限定しています。
- ②都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。

- ③住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化の際には、市区町村間で、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることはありません。また、これらのコンピュータを通過することはありません。

住民票コードは、利用が
限定されています

- ①民間部門で住民票コードを利用することは法律で禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベースを作成したり、契約に際し住民票コードの告知を要求すると、刑罰が科せられます。
- ②行政機関が住民票コードを利用することも法律により具体的に限定しています。
- ③住民票コードは、無作為の番号で、住民の申請により、いつでも変更できます。

● お問合せ ●

「住基ネット」についてのお問合せは、こちらまで。

市役所市民部市民課
住基ネット担当・本田
☎ 42・1801 (内線113)